

第26回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年8月30日(火) 午前10時00分から午前11時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 12人
会長 8番 福村 正見
会長職務代理 5番 中井 悟
委員 1番 椿 新二 2番 山田 清隆
3番 向山 博 6番 安田 伸二
7番 親谷 隆 9番 高山 重人
10番 西元 道啓 11番 柳谷 要
12番 近藤 一祝 15番 岩間 勇市
- 4 欠席委員 13番 天水さとい
14番 小川 秋人
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 議案第1号 現況証明願いについて
第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第8 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について
第9 議案第6号 北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補推薦に関わる同意について
第10 協議第1号 平成28年産水稻作況調査の実施について
第11 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 伊藤 真澄
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

事務局 (伊藤局長)	ただ今から第26回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。 最初に、福村会長からご挨拶を申し上げます。
福村会長	皆さんおはようございます。この台風が今晚にかけて上陸するということで、一晩のうちに稲が倒れそうな風が吹くのかなと思っておりますけれども、こればかりは防ぎようがありませんが、ハウスを持っている方、万全を期していただきたいと思います。被害が最小限に終わることを祈って、総会を始めたいと思います。よろしく願いいたします。
事務局 (伊藤局長)	ただいまの出席委員は、12名です。 定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、欠席の申し出が天水委員、小川委員からありました。 議事の進行を福村会長にお願いいたします。
福村会長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 それでは、日程にしたがって進めて参ります。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議 長	それでは、1番 椿委員と2番 山田委員を指名いたします。 日程第2、会期の決定についてを議題とします。 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決しました。 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 第25回の総会以降の諸般について、報告いたします。 ・平成28年度山麓地区農業委員会協議会研修会

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについて、NO1からNO2について、順次、調査員からご報告お願いいたします。

6番
(安田委員)

番号1ですが、18日の夕方、西元委員、岩間委員、私と3人で確認してまいりました。場所は〇〇〇のほうに行きまして、〇〇〇さんと〇〇〇さんの住宅が100mぐらい離れて並んであるのですが、その中間ぐらいにあるところです。確認しましたら、そばが撒かれておりまして、間違いなく農地であることを確認してまいりましたので、報告いたします。

5番
(中井委員)

番号2ですけれども、字〇〇〇番〇〇です。場所は〇〇〇さんの住宅の前から〇〇に向かって農道がありますけれども、それを真っ直ぐ行きますと、一番下の農道より左側、ちょうど水田の真ん中あたりに位置しているところでございます。書面のとおり間違いございませんので、よろしくをお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。議案第1号については調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成28年8月30日提出、蘭越町農業委員会会長名。

貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年8月7日から平成30年6月4日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年8月4日、土地引渡の日は、平成28年11月末日です。解約の理由は、離れ地で耕作が不便なため、返還するものです。

議 長 それでは、NO1について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

12番
(近藤委員) 1番の件ですけれども、場所につきましては、〇〇の入口、〇〇から〇〇を上がって右に入り、300mぐらい進むと右側にある土地であります。今事務局から説明のあった、離れ地で耕作が不便ということであります。当初、〇〇が〇〇の設定もあって、〇〇〇さんも〇〇という話も聞いておりましたので、そういう意味で契約満了前に解約するという感じだと思います。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案は原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第2号については、原案のとおり受理することといたします。

日程第6 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1からNO6について、一括、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成28年8月30日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その2、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その3、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その4、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇m²です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、

譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その5、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その6、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、〇〇した〇〇を〇〇〇に売払いするものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、その1からその6については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長

それでは、NO1からNO6について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5番
(中井委員)

番号1番と2番でございますが、番号1番〇〇〇さんの土地ですが、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所は〇〇の〇〇から〇〇に向かって行くと直線になりますけれ

ど、その直線になってすぐ左側に〇〇〇さんの土地がありますけれど、その2枚目の水田の真ん中あたりにある土地でございます。続きまして2番、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇〇さんの住宅の道路向かいに農道がありまして、それをずっと行きますと、〇〇の〇〇がありますけれども、その〇〇のところから細長く水田に対して入っている土地でございます。以上よろしく願いいたします。

6番
(安田委員)

番号3番ですが、事務局の説明のとおりです。場所は、先程1号議案の1番に出てきた、〇〇〇さんと〇〇〇さんの家の前の道路にほぼ平行して5mぐらい〇〇に寄ったところです。よろしく願いします。

15番
(岩間委員)

番号4番と5番について説明します。理由につきましては、事務局説明のとおりでございます。〇〇〇さんの件につきましては、〇〇の〇〇を上がって行くと、〇〇〇さんの〇〇がありまして、その向かい側、〇〇を越えて田んぼが一団地あります。その中にある土地ですのでよろしく願いいたします。それから、〇〇〇さんの土地につきましては、〇〇の〇〇〇さんの家の道路向かいの〇〇との間にある土地の中にある土地ですので、よろしく願いします。

6番について説明します。譲渡理由につきましては、事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇から〇〇〇さんのところから〇〇を上がりまして、〇〇〇さんの家の手前の左側の〇〇〇さんの圃場の向こう側になりますね、そこの中にある土地ですので、よろしく願いします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番
(向山委員)

ちょっとお聞きしたいのですが、全て田んぼで売買価格がそこで微妙に違うのですけれども、そこそこの価格が違うということではよろしいのでしょうか。

事務局
(伊藤局長)

〇〇〇の方は、それぞれ字〇〇〇、字〇〇〇、字〇〇〇、字〇〇〇〇というふうに、地区が違いますので、これは〇〇〇から農業委員会へ意見価格を求められまして、これまでの売買実例などを基に意見価格を出した単価で、それに〇〇〇のほうで係数を

掛けての決定単価になっております。また〇〇〇のほうの〇〇につきましては、〇〇〇の尻別川沿岸の係数と6番の案件ですが、これは字〇〇〇と言っても字〇〇〇の地区になりますので、これにまた〇〇〇のほうで尻別川沿岸の価格に係数を掛けて出しているということでご伺っております。

3番
(向山委員)

はい。わかりました。

議長

その他に質疑ありませんか。

11番
(柳谷委員)

6番ですが、これは私も判断つきかねるのですが、〇〇〇さんは〇〇〇さんの〇〇で〇〇が〇〇という解釈なのですが、〇〇〇の土地を〇〇〇さん名義にしてしまう。他の土地は賃貸ですよ。その辺の整合性はどのようになりますか。〇〇〇さんに〇〇のが妥当でないかなと思うのですが。

事務局
(伊藤局長)

確かに〇〇〇さんと〇〇〇さんは親子でございますが、〇〇の関係にあります。これは〇〇を〇〇しているためにそのようにしていますが、〇〇〇さんに〇〇ということになりますと、〇〇の〇〇に支障をきたしますので、現経営主の〇〇〇さんに〇〇ということになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

11番
(柳谷委員)

はい。わかりました。

議長

その他に質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。NO1からNO6については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO1からNO6につきましては、原案のとおり決定し、許可することといたします。

次にNO7について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、柳谷委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(柳谷委員退席)

再開します。

事務局
(上仙係長)

その7、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、〇〇した〇〇を〇〇に売払いするものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、その7については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO7について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5番
(中井委員)

番号7ですけれども、〇〇〇さんの土地でございます。内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇の〇〇という〇〇があります。そこから〇〇〇の〇〇のほうに入りまして、すぐ右に曲がって、左側から細く農地沿いから住宅に向かって行き、〇〇に向かう道路がありますけれども、そのなりに〇〇の〇〇まで細長い農地でございます。以上よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。NO7について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員	異議なし。
議 長	<p>NO7につきましては、原案のとおり決定し、許可することといたします。</p> <p>暫時休憩します。(柳谷委員着席) 再開します。</p> <p>日程第7、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1について、上程します。 事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局 (上仙係長)	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成28年8月30日提出。蘭越町農業委員長名。</p> <p>利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年9月6日から平成38年9月5日までの10年間です。価格は、〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、経営規模を縮小するため、〇〇〇に貸し付けするものです。</p> <p>以上のことから、適正であろうと事務局では判断いたしました。</p>
議 長	<p>それでは、地区担当委員の補足説明をお願いします。</p>
9番 (高山委員)	<p>事務局説明どおりです。場所ですけれども、〇〇の〇〇〇さんの〇〇より〇〇のほうですね、500mぐらい上がった土地です。以上です。</p>
議 長	<p>これから質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>

議 長

質疑なしと認めます。本案については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第4号につきましては、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

日程第8 議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。NO1について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案の提出にあたり、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用配分計画案の適否について、議決を求める。平成28年8月30日提出。蘭越町農業委員長名。

権利の設定を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、権利の設定をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆で、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成28年10月21日から平成38年9月5日までの10年間です。価格は〇〇〇円です。借り受けの理由としては、〇〇から〇〇するため、借り受けするものです。

〇〇から〇〇に〇〇が〇〇〇となっておりますが、作付けする〇〇の気候条件等を考慮して選定しており、将来にわたって安定した営農が見込まれるため、計画は適当であろうと事務局では判断いたしました。

なお、貸付期間の設定ですが、1点目に〇〇において、〇〇からの〇〇もいましたが、〇〇で〇〇を希望している〇〇〇さんに貸し付けすることにより地域の活性化が図られる。2点目に作付け作物は〇〇であり、作物の生育と経営の安定を図るためには長期間に渡っての貸し付けが必要であります。3点目に〇〇〇さんは地域の中心的経営体として育成すべき者であり、可能な限り長期間に渡っての貸し付けが必要であります。以上3点から〇〇の期間と同様の10年の貸付期間としました。

議 長 NO 1 について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

9 番 (高山委員) 場所は先程説明した所になります。〇〇〇さんは非常に仕事熱心で一生懸命やっておりますし、非常に前向きな方なのでよろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案について、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第 5 号につきましては、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

日程第 9 議案第 6 号北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補推薦に関わる同意についてを議題とします。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 (伊藤局長) 北海道指導農業士及び北海道農業士認定候補推薦ですが、北海道指導農業士認定候補者として、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、北海道農業士認定候補推薦者として、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんの推薦依頼がきております。次のページに 8 月 26 日付けで町からきた推薦依頼書、それからそれぞれありますけれども、それとともに普及センターのほうからは、8 月 29 日付けで、この方々に対し、意見書がつけてあります。

まず黒川さんですけれども、良質米生産と安全安心を両立させ、ブランド米生産を先導する重要な役割を担い、また町の農業振興を検討する蘭越町農業振興プロジェクト会議の委員を務めて、地域農業発展の中核を担う候補者であるということでの、町の推薦書に対しまして、普及センターからの意見書では、水稻栽培で直播栽培に取り組んでいると、米粉めんの委託加工・販売による 6 次産業化、海外への米輸出等に取り組んでおり、地域の先駆者であるということ、総合意見として、〇〇、〇〇の就農とあわせ、

稲作園芸複合経営を行っており、新たな視点による経営転換を図り、経営体強化を図っている。また、6次産業化等の取り組み等、地域で先駆的役割を果たしている。先端技術の導入に意欲的であり、地域の生産水準より高い生産技術力があり、地域において指導性、協調性に優れ、農業振興貢献度も高く信頼も厚いということで、指導農業士として適任であるという意見書をいただいております。〇〇〇さんの概要書につきましては、別紙で付けておりますので、それぞれこの内容になっておりますので、お目を通しいただきたいと思っております。

続いて〇〇〇さんですけれども、町の推薦書としては、市町村等での役割として、本町の畑作農業の振興において、安定生産と効率化を実現し先進農業を先導する方で重要な役割を担っている。また蘭越町農業振興プロジェクト会議の委員を務めているということです。普及センターの意見としては、GPSを利用した自動操舵補助技術をいち早く取り入れるなど、最先端で高度な技術の導入により、生産管理の効率化と省力化を図っている。また、平成19年に家族経営協定を締結し、農家生活改善にも取り組み、〇〇が〇〇〇卒業後、後継者として現在就農している。経営面積、各作物の収量、品質は、地域平均を上回っている。地域農業の発展に対する貢献度として、〇〇〇生産組合支部長として活躍されている。総合意見として、水稻からの経営転換を早期に図り高収益経営体を確立しており、地域の生産水準より高い生産技術力がある。担い手育成の実績や積極的に取り組む計画性があり、地域においても協調性に優れ、農業振興への貢献度も高く、信頼も厚いことから指導農業士として適任であるという意見書をいただいております。〇〇〇さんの概要書の中でも、3枚目には、今ありました担い手育成のための指導実績ということでは、研修生の受け入れ指導など、平成23年から継続して、長期で4名、短期で12名というふうにして行っているという事でございます。

農業士の〇〇〇さんについてですが、町の推薦理由としては、概要書に書かれております、〇〇〇を卒業いたしまして、工業分野の技術者として長く職務に従事し、国内外でのビジネス経験も豊富であり、その後、親が経営する〇〇〇の役員として平成23年から就いているわけですが、法人、企業など団体参加を通じて他分野との交流も深く、大規模農業機械を駆使した農作業にも精通し、国際的視野を持った農業を展開する若手農業者であるということで、町からの推薦理由となっております。これに対して、普

及センターからの意見といたしましても、経営面積は400ha以上の大規模畑作法人、〇〇〇の専務取締役として農業経営を営んでおり、経営管理はパソコンを活用した青色申告を実施している。消費者に美味しいものを提供することを経営理念に掲げており、自社で製粉施設を持ち全国各地のこだわりのあるそば屋や製粉事業者の顧客ニーズに合わせた販売を行っているということでございます。また、北海道農業法人会などに加入し、広く地域リーダーとしての信頼がある。さらに、この企業では社員3名の通年雇用のほか、季節雇用を含む農場従業員10名から30名前後を雇用し、地域雇用に貢献しているということで、総合意見として、土地利用型大規模経営を取り締まっており、優れた生産技術や管理能力があり、将来の経営方針についても明確で意欲的である。地域活動にも積極的に取り組んでおり、また、地域産業の振興にも貢献しており、農業士として十分な資質があるということでの意見をそれぞれいただいているところですので、北海道指導農業士、〇〇〇さん、〇〇〇さん、北海道農業士の〇〇〇さん、この3名の方々の同意について、御議論いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長

ただ今、局長のほうから、新しくこの3名の方の推薦に対しての説明をいただきました。皆さんのほうで何かご意見、ご質問ございましたら、お受けしたいと思えますが。

10番
(西元委員)

今までだと、指導農業士、蘭越町で1名だったような気がしたのですが、今回2名を指導農業士として認定するという事でよろしいのでしょうか。

事務局
(伊藤局長)

はい。この前だと〇〇〇さん、ずっと遡って〇〇〇さんというふうに来ていたのですが、特に人数について制限があるわけでもありませんし、本当は農業士から指導農業士に上がるのが順当なのかというふうに思いますけれども、年齢的なものとかありまして、今回指導農業士2名を推薦したいということで、町の方から依頼がありました。別に人数の制約が1名ということに限ったものではありません。

10番
(西元委員)

我々農家をやっていて、あまり指導農業士だとか農業士、特に農業士あたりは何をやっているのかな、失礼な言い方ですが、ち

よっと見えてこない環境にあるのですよね。今回2名の方を指導農業士に推薦するという事は、農業士自体の、何て言いますか、組織と言いますか、有り様も少し変わってくるのかなと思えたものですから、その辺はかなり蘭越町の場合、農業士自体の数もここ数年でかなり増えているように聞いているのですよね。組織的にも、元々はニセコと一緒にだったものが、蘭越町も農業士の数が増えたので、呼び方はわかりませんが、蘭越地区として分離されたと聞いているので、そういう組織的なことも変わってきていると伺っているものですから、指導農業士2名という、かなりこれから積極的に、組織的にやられるのかなと、お聞きしたいと思うのですが。わかる範囲内をお願いします。

事務局
(伊藤局長)

蘭越町はご存じのように、米が中心なのですが、畑にもシフトかけてきている部分がありますよね。今までは米農家が多かったと思うのですよね。〇〇〇さんにしたり、〇〇〇さんにしたり、〇〇〇さんは転作のところで畑をやっていますけれども、今回の推薦にあたっては、稲作で〇〇〇さん、畑作で〇〇〇さんというようなすみ分けで指導農業士を置いたらいいのではないかと、ということで、それぞれの作目というか、同じ土地利用型でも水田でいくのと畑作でいくのと、それぞれのところで指導農業士を置いてもいいのではないかと議論がずっとされてきたのですね、それで〇〇〇さんについても何度か打診したのですが、まだ自分はその任ではないということでお断りいただいていたのですが、今回ぜひということで、水稻として〇〇〇さん、畑作として〇〇〇さんということで指導農業士を推薦したいということが町の意向です。先程の農業士のくくりについては、西元委員がおっしゃっていたように、後志としてもありましたし、ニセコと蘭越も一緒になったのですけれども、最近は農業士の数も増えてきて、それぞれの町村としての一つのくくりとして活動していてもいいのではないかと、ということで、少し組織が変わってきている、農業士さん達も積極的に自分達の役割ということを、それぞれの研修会などで学習してきているようでして、それを地域に戻していくということを積極的に考えておりますので、それについては、西元委員がおっしゃっていたように、今後農業士の会員も展開していくであろうと思われれます。以上です。

議長

よろしいですか。

10番
(西元委員)

はい。

議長

その他、ご意見、ご質問ありましたらお受けいたします。
よろしいでしょうか。

全委員

ありません。

議長

指導農業士に〇〇〇さん、〇〇〇さん、農業士に〇〇〇さんということで、3名の方が推薦されております。これについて、皆さんで同意をいただけるかどうか、これ以上ご意見、ご質問ないということでございますので、同意するということによろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

同意することということで、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本案について、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案については、異議のないものと決定し、推薦に同意することといたします。

暫時休憩します。(税務課職員着席)

再開します。

日程第10 協議第1号平成28年産水稻作況調査の実施についてを議題とします。

水稻作況調査プロジェクトチームが設置されておりますので、担当課の梅本税務課長から説明をお願いします。

税務課長

税務課の梅本です。日頃から税務課の事務、事業の推進に特段のご理解をいただいておりますので、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。今年も収穫の時期が参りまして、例年通り作況調査を実施したいというふうに考えてございます。町の基幹作物であ

ります水稻の出来栄えをですね、統計数値として把握したいということを目的としまして、今年も実施するわけですけれども、現在、税金の計算には関連のされていないところですが、町の統計数値として把握するというを目的に実施いたします。何分私たち素人なものですから、専門的知識のある農業委員の皆様のご指導いただきながら進めてまいりたいというふうに考えてございますので、何卒よろしく願いいたします。

この後の説明につきましては、担当より説明させますのでよろしく願いいたします。

税務係長

私のほうから、平成28年産水稻作況調査についての説明をさせていただきたいと思います。農業委員の皆様には繁忙期に重なりたいへん恐縮ではございますが、今年も例年同様、作況調査を実施することになりましたのでよろしくお願いいたします。調査方法につきましては、例年と同様でございますので詳しい説明は省略させていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。今回の議題として、サンプル米の関係で、先日作況プロジェクトチームの打合せが行われまして、作況調査の地区の見直しが提案されております。昨年の作況調査の会議でも出たのですが、一部見直しをしたらどうですかとお話しがあったところからですね、見直しを行いましようということで話が進められております。例年ですと農事組合ごとに班分けを行い、調査してまいりましたが、昨今、法人経営の農業者への圃場の売買、また借上げ等が進み現在の班分けのままでは作況調査の統計数値を正しく取るというのは、難しくなっているのではないかと判断しました。そこで、統計数値をより正確に把握するためにも、作況調査の区分を農地地域の区分で、作況地区を分けていることを提案したいと思います。

お手元の資料にですね、カラー印刷されております作付け面積一覧表があるのですが、例年ですと第1ブロックから第6ブロックまで農事組合ごとのグループで、ある程度まとめて6班編成で行っていたのですが、それを見直しまして、農地の地域区分ということで、尻別川沿岸地帯、尻別川沿岸地帯と丘陵地帯、丘陵地帯、海岸高台山間地帯ということで、大きく4つの地域がありますよということで、提案されております。この提案については、あくまでも案ということで我々が統計数値を正確に取っていきたいということでの案でございます。そこで作況点数についてどう

なりますかということで、検討したところ大きく4つに分けた地域から3点ずつ選び調査し、4地域合計12点の刈り取りを予定しております。農業委員の皆様には、農地地域の区分ごとで調査することが妥当であるかというところを検討いただきまして、併せて調査点数の数、また刈り取り品種、総合的に議論いただきたいと思います。委員の皆様には、たいへんお忙しいところ恐縮ではございますが、何卒ご理解いただきたいと思います。簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

議長

今年からの見直しを含めて説明いただきました。また、4地区に分けてというお話をいただきましたけれども、この部分について皆様のほうからご質問ありましたらお受けしたいと思いますけれども。

15番
(岩間委員)

尻別川沿岸地帯(上)で3点刈ればいいのか。作付け1位2位3位から1点ずつという考え方でいいのでしょうか。

税務課長

基本的にはその考え方で進めて行きたいというふうに考えております。ただ、地区の状況によっては個別にこっちよりこっちというのがもしあれば、考えたいと思います。

5番
(中井委員)

今までもあったのですが、刈らない品種はどのようになりますか。

税務係長

今まで、各地区の上位1位2位の品種を優先的に刈っていたのですが、品種はななつぼしやゆめぴりかに集約されてしまいますので、偏った調査になるということで、先程税務課長の説明にもあったのですが、中にはほしのゆめとかおぼろづきを加えまして、平均の数値の中に混ぜていきたいと考えておりますので、地域によっては、この品種のサンプルがほしいということで、例えば3点刈りましようと言ったところですが、この品種を加えて4点にしましようとか、柔軟な対応も考えております。

11番
(柳谷委員)

ずっと疑問に思っていることがあって、農事組合は上地帯にいるのだけれども、作付は下地帯、蘭越一円で作っている人もいるわけだから、私どもは現場で共栄だよと言われたら共栄地区の農事組合として標準的な場所を設定するのですよ。わざわざ名駒に

行って作っているから名駒まで行って刈り取りするという事はしないのですが、それでいいということですか。

税務課長

今回農事組合単位でなく、農業委員会のほうで考えている地域単位にしたというのは、まさしくその点でして、ここの人がこっちで作っているという事例がかなり多くなってきて、私たちが持っている農事組合の数字だけでやるとですね、その点が解消されないということもあって、まずくりを大きくすることでひとつ解消したいというのがひとつの考えです。それでもまだ解決しない部分も当然ありますけれども、ご理解いただきたいということで説明したいと思っております。圃場の選定につきましては、いま委員さんがおっしゃったとおり、基本的にはまたがないで進めて行きたいなと思っております。

5番
(中井委員)

最後の海岸、高台、山間地帯は蘭越の端から端だよな。

税務課長

逆にご意見いただきたいと思いますが。一括りにしていいのか悪いのか私たちも悩むところです。もし、その中でもさらに分けたほうがいいということであれば、その線を引くところを教えてください。分けるのもやぶさかではないのかなと思っております。決して12点取るのが本旨ではないので、点数が増えたり地区が増えたり、ご指導いただければ。

議長

どうしますかね。三和地区に上里を入れていいですよ。そして、田下1・2、讃岐方面は目名に入れて。トータルでいくと刈る筆数が前から見たらかなり少なくなって、この中での1か所ずつ増えてもね。どうですか。田下1・2、讃岐を丘陵地帯(下)に入れてよろしいですか。

全委員

異議なし

議長

立川、日出、湯里を尻別川沿岸地帯(下)・丘陵地帯(上)に港2・3を港5に入れて、4点ずつ刈るということによろしいですか。

全委員

異議なし。

議 長

そのように、体制を組んでいただきたいと思います。

その他皆さんの方で何かありませんか。

調査日程については、午後から視察を兼ねて回りますけれども、その時に調査日程とか確認をしながら、調整をしていきたいとおもっています。それでよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

プロジェクトチームを中心によりしくお願いいたします。

これでこのことについては終わりたいと思います。

暫時休憩します。(税務課職員退席)

再開します。

日程第11 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長)

平成28年7月28日付けで、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんから、字〇〇〇番〇〇外〇筆、同じく平成28年7月28日付けで、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんから、字〇〇〇番〇〇外〇筆を相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長

その他の報告を、事務局から説明をお願いします。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第26回農業委員会総会を終了いたします。

午前11時15分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩